

埋蔵文化財発掘の届出書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 様

住所

氏名

※印 不要

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項において準用する同法第92条第1項の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

民間工事の場合は無記入可

通知者＝工事主体者（裏面の工事主体者と同じになるように）  
（土地所有者や工事請負人ではない）

地図（なるべくA4判で）  
1/15,000 や1/25,000 等に工事箇所を記入する

地図（なるべくA4判で）  
1/2,500 や住宅地図等工事範囲が確認できるものに  
工事範囲を記入する

工事図面（平面図）（折り込み可・縮尺は必ず入れること）

工事図面（断面図）（折り込み可・縮尺は必ず入れること）  
工事による土地の切り盛りが分かる図面  
建築物の基礎等掘削深度が分かる図面

その他参考になる図面  
現況図や公図の写し等

工事図面（断面図）は遺跡の取扱いを決める上で重要な資料  
となります。必ず添付してください。

《裏に続く》

別 紙

法93条第1項関係

|           |   |           |       |
|-----------|---|-----------|-------|
| 1 所在地     | 富士市   |           |       |
| 2 面積      |   |           |       |
| 3 土地所有者   | 住 所   |           |       |
|           | 氏名等   |           |       |
| 4 遺跡の種類   | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳<br>横穴 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )   |           |       |
| 5 遺跡の名称   | (県遺跡番号 )  | 員数        |       |
| 6 遺跡の現状   | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他( )  |           |       |
| 7 遺跡の時代   | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他( )   |           |       |
| 8 工事の目的等  | 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 集合住宅<br>個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗<br>その他の建物( ) 宅地造成 土地区画整理<br>公園造成 ゴルフ場 観光開発ガス・水道・電気等工事<br>農業基盤整備(農道等を含む。) その他農業関連事業 土砂採取<br>その他開発( ) |           |       |
|           | 工事の概要   |           |       |
| 9 工事主体者   | 住 所   |           |       |
|           | 氏名等   |           |       |
| 10 施行責任者  | 住 所   |           |       |
|           | 氏名等   |           |       |
| 11 着手予定時期 | 年 月 日   | 12 終了予定時期 | 年 月 日 |
| 13参考事項    |   |           |       |

不明の場合は、富士市教育委員会 文化財課まで

表面の届出者と同じ(土地所有者や工事請負人ではない)

実際の工事の施工者(工事請負業者等)

未定の場合は「未定」と記入

(注) 4、6、7及び8の欄は、該当部分を○で囲み、該当項目のない場合は、その他( )内に記入する。

埋蔵文化財発掘の「届出・通知」書に対して県文化財課からの指示があります。事業者は指導事項を遵守してください。また、工事等と文化財保護が円滑に進行するために、計画策定にあたっては早めに富士市教育委員会 文化財課にご相談ください。

問い合わせ  
富士市教育委員会 文化財課  
富士市埋蔵文化財調査室  
TEL 0545-22-2095